

「ねんきん定期便」の見方ガイド(50歳以上の方用)

料金後納
郵便

親展

ねんきん定期便 です

差出人

警察共済組合本部

〒102-8588 東京都千代田区三番町6-8 警察共済ビル

両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください

(水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしください。)

a

基礎年金番号		私学共済の加入者番号		※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。		
1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。)						
国民年金 (a)		船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a + b + c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a + b + c + d)	
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者 (未納月数を除く)					国民年金 計 (未納月数を除く)
月	月	月	月	月	月	
厚生年金保険 (b)						
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険 計	月	月	
月	月	月	月	月	月	

b

受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	歳～
(1) 国民年金				老齢基礎年金 円
(2) 厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	老齢厚生年金 (報酬比例部分)
一般厚生年金期間	円	円	円	円
	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)	(経過的分割部分)
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	円	円	円	円
	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)	(経過的分割部分)
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	円	円	円	円
	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)	(経過的分割部分)
(1)と(2)の合計	円	円	円	円

・老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定して計算しています。なお、加入条件や経済動向により見込額は変動します。
・受給資格期間が120月に達していない場合、特定期間を有している場合や年金受給者の場合などは、老齢年金の見込額が表示されません。
・年金額は、年金加入記録に不備があることにより、表示していない場合がありますので、この場合は「一般厚生年金期間」についてはお近くの年金事務所に、「公務員厚生年金期間」については当組合に、「私学共済厚生年金期間」については日本私立学校振興・共済事業団にお問い合わせください。
・地方公務員と国家公務員の双方にお勤めであった方は、それぞれの加入期間を合算して計算しています。
・平成27年9月までの加入実績に応じた改正前の地方公務員等共済組合法及び国家公務員共済組合法による経過的分割額(共済年金) ※を含めて表示しています。
・※被用者年金一元化前(平成27年9月以前)の退職共済年金(報酬比例部分)の金額は、老齢厚生年金の給付率率と同率で計算した金額に、別に定められた給付率率を用いて計算した金額を加算したのとなっており、この加算額を「職域加算部分」といいます。被用者年金一元化により年金額の計算方法が老齢厚生年金に統一されたため、被用者年金一元化後の期間(平成27年10月以降)については「職域加算部分」が廃止されましたが、被用者年金一元化前の期間(平成27年9月以前)については別途「経過的分割額(共済年金)」として共済組合から支給されます。
・警部以下の警察官で一定の要件を満たす方(「特定警察職員」といいます。)には受給開始年齢の特例があります。詳しくは裏面をご覧ください。

「最近の月別状況です」の見方

「国民年金（第1号・第3号）納付状況」欄について

納付済	保険料を納めた期間 (保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含む)
未納	保険料を納めていない期間または「ねんきん定期便」の作成時点で納付が確認できない期間
3号	第3号被保険者の期間
全額免除	保険料が全額免除の期間
半額免除	保険料が半額免除され、残りの半額を納めた期間
半額未納	保険料が半額免除されたが、残りの半額を納めていない期間
3／4免除	保険料が3／4免除され、残りの1／4を納めた期間
3／4未納	保険料が3／4免除されたが、残りの1／4を納めていない期間
1／4免除	保険料が1／4免除され、残りの3／4を納めた期間
1／4未納	保険料が1／4免除されたが、残りの3／4を納めていない期間
学生特例等	学生納付特例または若年者納付猶予が認められた期間
付加	付加保険料を納めた期間
合算	国民年金の任意加入期間のうち、保険料を納めていない期間 (参考情報であり、年金請求時に書類による確認が必要です)
未加入	20歳以上60歳未満の期間のうち、どの年金制度にも加入していなかった期間

特定警察職員の年金の受給開始年齢の特例について

特定警察職員（※）の方については、年金の受給開始年齢が一般の方と異なり
下表のとおりとなります。

※特定警察職員とは、60歳に達した時（退職している場合は、その退職時）に、
警部以下の警察官として引き続き20年以上勤務していた方のことをいいます。

生 年 月 日	受給年齢	生 年 月 日	受給年齢
S30. 4. 2～S34. 4. 1	60歳	S38. 4. 2～S40. 4. 1	63歳
S34. 4. 2～S36. 4. 1	61歳	S40. 4. 2～S42. 4. 1	64歳
S36. 4. 2～S38. 4. 1	62歳	S42. 4. 2～	65歳

この「ねんきん定期便」においては、定期便作成時における官職等により受給開始年齢を表示しています。

最近の月別状況です

表面の年金加入期間や下記の月別状況に「もれ」や「誤り」があると思われる方、特に、転勤・転職が多い場合、姓（名字）が変わったことがある場合などは、「一般厚生年金期間」についてはお近くの年金事務所に、「公務員厚生年金期間」については当組合に、「私学共済厚生年金期間」については日本私立学校振興・共済事業団にお問い合わせいただき、ご自身の年金加入記録をご確認ください。

[illegible]

・平成27年9月以前の地方公務員共済組合期間に係る標準報酬月額については「掛金の標準となった給料月額」を千円未満で切り捨てて表示しています。

この「ねんきん定期便」は下記の時点で作成しており、
年 月までの年金加入記録を表示しています。

国民年金および 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)
年 月 日	年 月 日	年 月 日

e

これまでの保険料納付額（累計額）

(1) 国民年金（第1号被保険者期間）	国民年金保険料	円
(2) 厚生年金保険	厚生年金保険料（被保険者負担額）	円
一般厚生年金期間		円
公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）		円
私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）		円
(1)と(2)の合計		円

・地方公務員共済組合期間に係る保険料については、地方公務員共済組合内での掛金率が統一された平成元年12月以後の保険料納付額のみを表示しています。

年金額のイメージ

(参考) 増額イメージ

最大84%増

老齢年金の見込額
75歳まで進んだ場合

65歳時点

老齢年金の見込額

円

f

①年金の受給開始時期は、60歳から75歳まで選択できます。

②年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。
(75歳を選択した場合、65歳と比較して最大84%増)

△ 繰下げ加算額を算定する際は、在職中による年金額の全部または一部が支給停止となった場合の支給停止とされていた額は、繰下げによる増額の対象とはなりません。

お問い合わせ先

支部名	
住所	〒
電話番号	
受付時間	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

お掛け間違いのないよう、ご注意ください。

㉑ これまでの年金加入期間

これまでの国民年金や厚生年金等の保険料を納付した期間です。年金額を計算するための基礎となる月数です。

㉒ 老齢年金の種類と見込額（年額）

現在、加入している厚生年金に60歳まで継続して加入したと仮定したときの年金見込額を記載しています。

㉓ 最近の月別状況

直近13か月における、標準報酬月額や標準賞与額、保険料納付額等を記載しています。標準報酬月額および標準賞与額は、加入期間における平均額が年金額の計算の基礎となります。

㉔ 「ねんきん定期便」の記載内容に関する基準時点

表内の時点で日本年金機構や各共済組合が保有していた情報を基礎として、「ねんきん定期便」に記載しています。

㉕ これまでの保険料納付額（累計額）

これまで納付した国民年金や厚生年金保険等の保険料納付額の累計額を記載しています。

㉖ 老齢年金の見込額（65歳時点）

㉒の「(1)と(2)の合計」の最も右に記載されている年金額（65歳からの見込額）が記載されます。

65歳以降の老齢厚生年金および老齢基礎年金の繰下げを行うか否かの参考としてください。